

積立定期預金(積立型)

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名	・積立定期預金(※ 積立型)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・1年以上5年以下(1ヶ月の据置期間を含む)
4. 預入方法 (1) 預入方法	・契約期間内に分割預入 ・ボーナス月の預入も可能(年2回)
(2) 預入金額	・1回当たり1,000円以上 ・ボーナス月の預入金額 通常月+1,000円以上
(3) 預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻す
6. 利息 (1) 適用金利	・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率を適用する ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率を適用する
(2) 利払頻度	・満期日に一括して払い戻す
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約事項	・普通預金、当座預金からの自動振替による預入ができる ・個人の場合はマル優の取扱いができる
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す 預入期間が6ヶ月未満の場合 ……………解約日における普通預金利率 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 ……前記6.(1)の適用利率×50% 預入期間が1年以上3年未満の場合 ……前記6.(1)の適用利率×70%
10. 課税関係	個人については一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※マル優ご利用の場合は非課税 法人については総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
11. 預金保険	2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が保護される
12. 想定されるリスク	信用リスク
13. 元本欠損リスクと要因	—————
14. 権利行使上の制限 中途解約の制限	—————
15. その他の説明事項	—————